

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	
①洪水時における河川管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難勧告に直結する氾濫危険情報等を直接区市町村長へ伝達できる仕組みを平成30年出水期に構築する。(ホットメールの構築)	現状と課題 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。 ・都からの情報をさらに的確に受ける仕組みが必要である。			・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・区長による避難勧告等の確実・迅速な発令を支援するため、区長に対し直接防災情報を提供することを検討する必要がある。	
		今後の具体的な取組 ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。	・FAX及びメール以外の仕組みを検討する。 ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。			・区と調整し、防災情報を区長に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。(建設局)	
		H30 ・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・東京都から防災情報を区市長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組み(ホットメール)を構築した。 ・都からの情報を的確に受けるため、FAX及びメール以外の仕組みについて、引き続き検討する。			・防災情報を区長に直接伝達する仕組みを構築した。本取組を辞退している区市もあるため、引き続き対象全区市の参加を求めていく。(建設局)	
		現状と課題 ・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。			・水防災総合情報システムをとおし、水位計や雨量計の情報を区に提供している。(建設局) ・区防災担当部署に対し避難勧告等の発令に係る判断の支援をさらに行っていく必要がある。(建設局)	
B 洪水予報河川、水位周知河川及びその他河川において、避難勧告等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難勧告部署等へ伝達できる仕組みを検討する。(避難勧告等の発令判断の支援)	今後の具体的な取組 ・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。			・区市町村と調整し、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを検討していく。(建設局)	
	H30 ・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を防災担当部署で受信できる仕組みを構築した。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。	・東京都から避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を防災担当部署で受信できる仕組みを構築した。			・区市町村と調整し、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築した。(建設局)		
	現状と課題 ・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。 ・洪水に関する避難勧告等の発令一般基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・台風、線状降水帯、及びゲリラ豪雨に対応する神田川、善福寺川、及び妙正寺川のタイムライン作成を検討し、作成した。 ・洪水に関する避難勧告等の詳細な発令基準や対象区域を定めた。	・降雨状況により急激に水位変化をもたらす都市部の河川において、タイムラインの必要性について検討する必要がある。 ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。			・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、要配慮者に対する避難準備、避難のための立ち退き勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を当該区長に代わって実施する。(総務局)	
	今後の具体的な取組 ・避難勧告着目型タイムラインの作成にむけて、避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準について、検討する。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討していく。	・タイムライン及び発令基準等について、更に実効性を検証する。	・地域防災計画に定めている発令基準等について見直しを進めている。 ・タイムラインの必要性については、「避難勧告発令マニュアル」の中で検討する。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。			・避難勧告着目型タイムラインの作成について既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区の取組を支援していく。(建設局、総務局)	
②避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水時における避難勧告などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。	H30 ・避難勧告着目型タイムラインの作成にむけて、避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準について、引き続き検討する。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討していく。					・引き続き、タイムラインの情報を共有するなど、区の取組を支援していく。(建設局、総務局)	
		現状と課題 ・河川水位や雨量データの情報を「新宿区気象情報」で公開している。 ・河川水位が一定の基準値を超えた場合、河川沿いに設置しているスピーカーから放送及び新宿区防災気象情報メールで登録者に配信している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。	・中野区HPにおいて河川水位や河川画像等を、リアルタイムに情報公開している。 ・防災行政無線で、気象情報及び河川情報を放送している。 ・水位が警戒水位に達した場合、サイレンを吹鳴する。 ・中野区防災情報メールマガジン、SNS、文字情報一斉伝達システム及びエリアメールで、気象情報及び河川情報を配信している。 ・パソコンやスマートフォンを所持していない住民に情報が伝わらない可能性がある。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。 ・登録制災害・防災情報メールにて「河川水位情報」(警戒水位超過など)や「雨量情報」(基準値超過情報など)を電子メールでお知らせしている。 ・区ホームページ・登録制防災情報メール・電話応答サービス・電話通報サービスなどを活用している。	・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を防災情報提供システムで提供している。			・東京都水防計画にて洪水予報、水位周知河川に指定した河川を記載している。(建設局) ・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」で公開している。(建設局) ・来日外国人向けの情報や外出時での情報収集に課題がある。(建設局)
		今後の具体的な取組 ・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。 ・非常時に作動するよう、引き続きスピーカー等の定期点検を行う。	・各種媒体を活用した情報の確実な伝達について、更に検証・検討していく。 ・現有伝達手段以外の有効な方法として、電話による一斉情報伝達システムの導入を予定している。	・各種媒体を活用し、登録制メールの登録拡大、防災情報の取得方法の周知を行っていくなど、情報の確実な伝達について検討していく。 ・今後、その他の重要な避難情報の配信も拡充していく。	・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や、防災情報提供システムで提供している流域雨量指数の予測値を利活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。			・外国人対応や外出先での情報収集ができるよう「東京都水防災総合情報システム」の改修を検討していく。(建設局)
		H30 ・河川水位や雨量データの情報を「新宿区気象情報」で公開している。 ・河川水位が一定の基準値を超えた場合、河川沿いに設置しているスピーカーから放送及び新宿区防災気象情報メールで登録者に配信している。 ・情報が住民に確実に伝わっていない可能性がある。	・中野区HPにおいて河川水位や河川画像等を、リアルタイムに情報公開した。 ・水位が警戒水位に達した場合、サイレンを吹鳴し、中野区防災情報メールで河川情報を配信した。	・登録制メールの登録拡大、防災情報の取得方法の周知については、引き続き実施する。 ・現在、想定最大規模降雨による浸水予想区域図に基づく「洪水ハザードマップ」の改定作業を行っている。今後、改定した「洪水ハザードマップ」の周知と併せ更なる情報提供を行う。なお、配付については、浸水予想区域内の全戸に配布し、周知の徹底を図っていく。	都内の各区市町村長との打合せの際、危険度分布や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施			・「東京都水防災総合情報システム」のホームページについて、スマートデバイス向けページや多言語化(4カ国語)対応ページを作成した。また、位置情報を活用し、利用者の現在地点周辺の水防災情報を自動で表示できる機能を追加した。(建設局)
③水害危険性の周知、ICTを活用した洪水情報の提供	※水害危険性の周知 平常時における浸水想定の情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。							

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	
④隣接区市町村等への避難体制の共有	・浸水予想区域図等を基に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。	現状と課題 ・洪水ハザードマップ(東海豪雨想定)で、水害時の避難所を公表している。 ・当区の住民の避難経路の選択肢は様々あり、避難経路を定めることは主体的な避難行動の妨げとなることもあるため、住民の避難経路は定めていない。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認する必要がある。	・ハザードマップで水害時の避難場所を公表している。 ・具体的な避難経路は定めていない。 ・隣接区市町村の避難場所を共有する体制は構築されていない。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所の有効性を確認する必要がある。	・ハザードマップで自区の避難場所のみ公表している。 ・具体的な避難経路は定めていない。 ・隣接区市町村の避難場所を共有する体制は構築されていない。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認する必要がある。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表するなど自治体で作成されたハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・区が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)	
		今後の具体的な取組 ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について必要性を検討していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、中野区ハザードマップを更新する予定である。 ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について必要性を検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。	・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について検討していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が作成するハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)
		H30 ・避難場所等の情報共有など隣接区市町村と連携を図っていく体制の構築について必要性を引き続き検討していく。 ・東京都が公表した神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図をもとに、現在の避難場所を確認し、新宿区洪水ハザードマップを作成した。	・想定最大規模降雨に係わる神田川流域浸水予想区域図をもとに、避難場所を掲載したハザードマップを作成した。	・現在、水防法の改正及び神田川流域・城南地区河川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図の公表を受け、避難所の追加指定を含め地域防災計画(風水害編)の修正を進めている。 ・また、想定最大規模降雨による浸水予想区域図に基づく「洪水ハザードマップ」の改定作業を行っており、この中で、追加指定後の避難所情報の周知を図る。 ・隣接区市町村との連携については、引き続き検討していく。			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)	
⑤要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認	・洪水浸水想定区域図や浸水予想区域図等の基に要配慮者利用施設及び地下街等の立地状況を確認する。 ・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。 ・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。	現状と課題 ・平成29年度水防法改正を受け、地域防災計画に定める施設(特に配慮者利用施設)の確認を行っている。 ・地域防災計画に定められた施設における避難確保計画の作成状況・訓練の実施状況の現状確認や未作成・未実施の施設に対する支援等を行う必要がある。また、施設に対する支援等については、庁内の防災担当部署と福祉・健康部署等との役割分担を明確にする必要がある。 ・浸水想定区域内(東海豪雨想定)における地下街の名称及び所在地を、地域防災計画に記載している。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定めた。 ・平成29年度水防法改正を受け、避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。	・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要する。 ・避難確保計画が作成され避難訓練が実施されているかを確認することが必要である。 ・現行の地域防災計画には、要配慮者利用施設などを明記していない。 ・該当する要配慮者利用施設に対しては、東京都とも連携して制度周知の徹底を図るなど制度周知方法についても検討する必要がある。 ・現状、浸水予想区域内等に該当する地下街は存在しない。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。また、要配慮者施設等の確認・把握については、東京都と情報を共有し、早期に把握する必要がある。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・区に対して、技術的助言を行う必要がある。(建設局) ・区に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。(建設局) ・区地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。(福祉保健局) ・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(教育庁) ・所管する私立学校及び区私立学校所管部署に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。(生活文化局) ・東京都豪雨対策基本方針に基づく、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定(都市整備局)	
		今後の具体的な取組 ・地域防災計画に定められた施設が確定した後、該当施設への現状確認と未作成・未実施施設に対する避難確保計画作成・訓練実施の促進や取組支援を行う。また、施設から区に提出された避難確保計画の内容点検を、区の関係部署と連携して実施していく。 ・地域防災計画に記載している浸水想定区域内(東海豪雨想定)における地下街について、避難確保・浸水防止計画は作成済みであるので、避難訓練の実施状況を確認していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定める必要性について検討していく。	・浸水予想区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認し、必要により、支援、確認等を実施していく。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。 ・該当する要配慮者利用施設に対しては、東京都とも連携して制度周知の徹底を図るなど制度周知方法を検討していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定める必要性について検討していく。また、要配慮者施設等の確認・把握については、東京都と情報を共有し、早期把握に努める。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局) ・区に対して、技術的助言を行っていく。(建設局) ・引き続き、区に対して、情報提供を行い支援していく。 ・区と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。(教育庁) ・区と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。(福祉保健局) ・必要に応じ、所管する私立学校及び区私立学校所管部署への更なる周知を行う。(生活文化局) ・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る(都市整備局)	
		H30 ・地域防災計画に定める施設への現状確認と未作成・未実施施設に対する避難確保計画作成・訓練実施の促進や取組支援を引き続き行う。また、施設から区に提出された避難確保計画の内容点検を、区の関係部署と連携して引き続き実施していく。 ・地域防災計画に記載している浸水想定区域内(東海豪雨想定)における地下街について、避難確保・浸水防止計画は作成済みであるので、避難訓練の実施状況を確認していく。 ・浸水が想定される区域内(想定最大規模降雨想定)の要配慮者利用施設及び地下街等を把握していく。	・浸水が予想される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に定めた。 ・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について通知した。	・現在、水防法の改正等を受け地域防災計画(風水害編)の修正を進めている。この中で、想定最大規模降雨による浸水予想区域内にある要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画に示す予定である。 ・また、地域防災計画(風水害編)の修正後となる、31年度には、要配慮者利用施設に対し避難確保計画の作成などについて周知を行う。 ・該当する要配慮者利用施設に対して、東京都とも連携して制度周知の徹底を図るなど制度周知方法については引き続き検討していく。			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・都所管・管理の施設の情報を各局から情報収集し、区へ提供した。(建設局) ・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。また、実施状況を確認し、未対応の都立学校に対しては、適切に対応するよう指導した。(教育庁) ・義務化対象の所管する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成義務等について周知した。所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局) ・水防法上の義務等について再周知を行うなどの取組を実施(生活文化局) ・各地区において、緊急連絡体制に基づく情報伝達区訓練を行うとともに、浸水対策計画の時点更新を実施(都市整備局)	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	
①想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び洪水予想区域図の作成状況(公表予定)を共有する。	現状と課題					・東海豪雨規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び洪水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)	
		今後の具体的な取組					・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び洪水予想区域図を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)	
		H30					・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び洪水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)	
②水害ハザードマップの作成、改良と周知	・洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を基に水害ハザードマップの作成状況を共有する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。	現状と課題	・東京都が公表している浸水想定区域図及び浸水予想区域図(東海豪雨想定)を基に、洪水ハザードマップを作成し公表している。 ・住民への周知方法について、現状の洪水ハザードマップ(東海豪雨想定)を、区のHP上で公開し、庁内関係部署での窓口配布を実施している。 ・洪水ハザードマップ掲載項目 ・浸水予想区域、浸水想定区域、避難所・避難施設、指定公共施設、災害学習情報など ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、ハザードマップの更新について検討する必要がある。	・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。 ・従前に作成した洪水ハザードマップを、想定最大規模降雨による洪水ハザードマップに更新していく必要がある。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、従来のハザードマップと合わせて配布するとともに、区ホームページに掲載した。	・東京都が公表している浸水予想区域図を基に、平成17年9月4日の集中豪雨の降雨を加味したハザードマップを作成し公表している。 ・ハザードマップには、過去の浸水箇所(昭和56年以降)や避難所、水位警報機の位置などを掲載している。 ・周知方法については、区ホームページをはじめ、出水期前の広報紙掲載や「杉並区くらしの便利帳」(全戸配布)への掲載など「水防の手引き」と併せ周知している。 ・さらに住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、ハザードマップの更新について検討する必要がある。			・浸水予想区域図等を作成し、公表するなど、区市町村が作成するハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局) ・自治体が作成するハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局)
		今後の具体的な取組	・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図を踏まえ、ハザードマップの更新について検討していく。 ・ハザードマップの更新に際しては、「水害ハザードマップの手引き」や他区市町村の優れた事例等を踏まえ、わかりやすいハザードマップへの改良について検討する。 ・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。	・都の神田川流域の洪水浸水想定区域図の公表をうけて、洪水ハザードマップの更新を予定している。 ・更新したハザードマップは、河川が氾濫した場合の浸水区域に指定されたエリアに全戸配布する予定である。また、区有施設等の窓口においても、配布予定である。	・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、これを受けて、洪水ハザードマップの更新を図っていく。なお、他の流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が未公表であることから、更新方法等については、引き続き検討していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が作成するハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)
		H30	・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図を踏まえ、ハザードマップを更新した。 ・ハザードマップの更新に際しては、「水害ハザードマップの手引き」や他区市町村の優れた事例等を踏まえ、わかりやすいハザードマップになるよう検討した。また、平成30年7月豪雨を踏まえて、災害学習情報を充実させた。 ・住民へ効果的に周知する方法を引続き検討し実施していく。	・神田川流域で発表された想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図に基づき、ハザードマップを更新した。 ・河川が氾濫した場合の浸水区域の住民に周知するため、ハザードマップを再度配布した。	・神田川流域及び城南地区河川流域で発表された想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図に基づき、ハザードマップの改定作業を進めている。 ・31年度の出水期までには、改定したハザードマップの周知を図るため、浸水予想区域内への戸別配布及び町会等を通じた周知等に取り組む。			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)
③まるごとまちごとハザードマップの促進	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。	現状と課題	「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。	「まるごとまちごとハザードマップ」の取組は行っていない。	・他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。		・国からの情報を区へ提供し、支援している。(建設局)	
		今後の具体的な取組	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。		・引続き、国からの情報を区市町村へ提供し、支援していく。(建設局)	
		H30	・他区市町村の取組事例を参考に引続き検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に引続き検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に、引き続き、取組の実施について検討していく。		・引続き、国からの情報を区市町村へ提供し、区の取組を支援していく。(建設局)	
④浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ周知する方法について検討する。	現状と課題	・窓口で浸水実績を公表している。(平成元年～平成28年まで) ・浸水実績の内容にばらつきがある。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・窓口で浸水実績を公表するとともに、ハザードマップを配布している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・ハザードマップに浸水実績を掲載し公表している。		・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	
		今後の具体的な取組	・過去の浸水実績の調査をしていく。 ・実績内容の統一化をしていく。 ・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。		・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
		H30	・窓口で浸水実績を公表している。(平成元年～平成29年まで) ・浸水実績の内容にばらつきがある。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・窓口で浸水実績を公表している。(昭和60年7月～平成30年2月まで)	・神田川流域及び城南地区河川流域で発表された想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図に基づいたハザードマップを作成する中にも、浸水実績を掲載する。 ・想定最大規模降雨による浸水予想区域図を基に改定するハザードマップの普及啓発にあわせ、更なる周知を図る。		・引続き、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	
⑤住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	・区市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有し、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討する。	現状と課題 ・水害を想定した避難訓練は実施していない。	・水害を想定した避難訓練は実施していない。	・水害を想定した避難訓練は実施していない。	区市町村が行う避難訓練(防災訓練)には参加していない。		・避難勧告等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・区が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	
		今後の具体的な取組 ・避難訓練の実施の必要性について検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時に、住民に水害時の避難について周知などを行っていく。	・避難訓練の実施の必要性について検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時に、住民に水害時の避難について周知などを行っていく。	・避難訓練の実施の必要性について検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時に、住民に水害時の避難について周知などを行っていく。	・避難訓練の実施の必要性について検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時に、住民に水害時の避難について周知などを行っていく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・引き続き、区が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)
		H30 ・水害を想定した避難訓練は実施していない。 ・避難訓練の実施の必要性について引き続き検討する必要がある。 ・地震を想定した避難所防災訓練時などの機会に、水害関係の啓発の必要性を検討する。	・地震を想定した避難所運営会議等において、住民に水害時の避難について周知を行った。	・引き続き、地震を想定した避難所防災訓練等の活用を含め、訓練実施の必要性について検討していく。 ・浸水予想区域内の要配慮者利用施設の避難訓練が義務化され実施されるため、その訓練をきっかけに、近隣住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練が実施できるよう検討する。	10月14日 葛飾区総合防災訓練に参加し、防災気象情報の周知を実施		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・引き続き、区が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)	
⑥防災教育の充実	・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討する。	現状と課題 ・区立学校ではすでに、小学校体育科保健領域及び中学校保健体育科保健分野の授業の中で自然災害による傷害の防止等について学習するとともに、小学校では防災の視点を加えた地域安全マップ作りを、中学校では普通救命講習の受講や生徒が参加した防災訓練を進めている。	・教育課程届出説明会や生活指導主任会等において、「東京防災」及び「防災ノート」等を活用した震災や風水害等の自然災害に対する安全指導を学校安全計画に位置付けて実施するよう、各校に示している。 ・各校においては、学習指導要領に基づき、月1回の安全指導や避難訓練、理科や総合的な学習等で自然災害や災害時の対応についての学習を展開している。 ・台風や集中豪雨等の災害に際しては、教育委員会から各校に対し、安全指導や安全対策の徹底について周知している。	・防災教育担当者(生活指導主任)対象の研修や災害安全に関わる関係機関が作成した指導資料等の情報提供を行っている。 ・台風や集中豪雨等による風水害の際の学校における安全指導の徹底について、学校に周知している。 ・児童・生徒に災害発生時における危険についての知識・理解、正しい備えと適切な行動等の実践力を身に付けさせるとともに、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を身に付けさせていく必要がある。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「経験したことのない大雨 その時どうする？」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。		・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局)	
		今後の具体的な取組 ・これまでの区立学校での取組みを踏まえ、新学習指導要領の全面実施に向け、計画的に実施していく。	・新学習指導要領が示す内容を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの視点から各校における安全指導についての見直し及び改善を計画的に行い、一層の防災教育の充実を図る。(学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点での見直し、PDCAサイクルの確立、地域の人的・物的資源の活用)	・学校安全計画に基づいた月1回の安全指導や避難訓練の他、理科や学級活動、総合的な学習の時間等の学習関連させた取組の中で、地域・関係機関等の外部人材を活用した授業や体験的な活動を行うなど、防災教育を充実させる。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。	・新学習指導要領について、平成30年度末までに国の支援により作成されることとなっている指導計画を各学校に周知する。(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行っていく。(教育庁)		
		H30 ・引き続き、防災教育に関する指導計画作成への支援等を行っていく。 ・平成32(2019)年度に、安全教育推進校による公開授業を実施する予定である。	・小学生の課外授業として、水害に関する防災教育を実施した。	・校長会、副校長会の場で緊急時の体制について周知した。 ・生活指導主任会で防災教育に関わる指導資料を基に研修を実施した。 ・台風や集中豪雨等が予想される場合に、各校へ対して情報提供を行うと共に、安全指導の徹底について指導・助言を行った。	ポケット版リーフレット「スマホで分かる気象災害から命を守ろう！！」を作成し、都内の小中高校へ配布	・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)		

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都
①水位計、河川監視用カメラの整備	・国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。 ・水位計(危機管理型を含む。)、河川監視用カメラの配置について検討する。	現状と課題 ・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の水防活動の際活用している。 ・維持修繕(水位計、雨量計、カメラ他)にかかる費用が大幅にかかっている。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置している。			・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。(建設局) ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。(建設局)
		今後の具体的な取組 ・既存の水位計と、メンテナンスフリーの危機管理型水位計との性能、価格等比較検討する。	・河川監視ライブカメラを1機、増設する予定である。	・水位計、河川監視用カメラ等の適切な運用保守を進める。		・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。(建設局) ・水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討する。(建設局)	
		H30 ・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の水防活動の際活用している。 ・水位警報装置等が更新時期のため、更新工事を実施した。	上記「現状と課題」欄の記載を以下に変更 「・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。」 →「・水位計や河川監視用カメラを設置しており、区の水防活動の際活用している。」に変更 「H30」の取組 ・妙正寺川に河川監視用カメラを1機、増設した。	・水位計、河川監視用カメラ等の適切な運用を図るため、保守点検及び耐用年数に応じた機器の更新を行っている。		・2019年度に水位計や河川監視用カメラの配置計画を策定する予定である。(建設局) ・2019年度に柳瀬川、空堀川、奈良橋川に4箇所水位計を設置する予定である。(建設局) ・引き続き、水門の開閉情報と水位情報をHPでの公表について検討していく。(建設局)	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

2) 的確な水防活動のための取組

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	
①水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	・河川整備の進捗状況等を踏まえて、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検の実施について確認する。 ・各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。	現状と課題 ・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。			・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)	
		今後の具体的な取組 ・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。			・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施していく。(建設局) ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)
		H30 ・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・現在備蓄している水防資機材を確認し、必要に応じ補充を行った。 ・水害への備えとして住民が自由に持ち出せる土のう置場を増設した。					・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所等の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局)
②水防訓練の充実	・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練となるよう検討する。	現状と課題 ・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。			・建設事務所に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局) ・防災対策基本法に基づいて風水害訓練を多摩地域と連携して実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)	
		今後の具体的な取組 ・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。		・毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(総務局) ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)
		H30 ・平成30年5月に関係機関と連携した水防訓練を実施した。	・平成30年5月に、野方消防署、消防団及び町会が参加する水防訓練を実施した。	・区及び消防機関の他、下水道局を含むライフライン事業者や区民等の参加により訓練を実施した。 ・訓練では、消防ヘリによる監視や河川を利用した救助訓練を実施した。	5月26日東京消防庁・北区合同総合水防訓練に参加			・引き続き、毎年実施している風水害訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。(総務局) ・引き続き、より実践的な水防訓練となるよう改善していく。(建設局)
③水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	現状と課題 ・区内消防署等との合同水防訓練の実施について、広報にて住民に周知している。	・区内消防署等との合同水防訓練の実施について、広報にて住民に周知している。	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。			・ホームページや各種広報媒体等を通じても広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・区に依頼し、区の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)	
		今後の具体的な取組 ・引き続き、広報等を通じて、水防活動の実施について周知していく。	・引き続き、広報等を通じて、水防活動の実施について周知していく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。			・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じても広報等を展開していく。(建設局、総務局)
		H30 ・区内消防署等との合同水防訓練の実施について、広報にて住民に周知している。	・広報等を通じて、水防活動の実施について周知した。 ・区の実施するイベント等で、消防団のブースを設置するなど、入団促進の支援を行っている。	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。 ・防災訓練や成人式など区の実施するイベント等で、入団促進の案内を行っている。 ・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。 ・全国操法大会出場のを捉えて、ホームページ、広報の特集記事及びパンフレットで周知し、消防団の活動を紹介するとともに、募集に繋げた。				・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じても広報等を展開していく。(建設局、総務局)
④水防活動を行う消防団間の連携、協力に関する検討	・洪水氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討	現状と課題 ・消防団間の連携、協力体制に関する協定は結ばれていない。	・現在のところ、消防団間の連携、協力体制に関する協定は結ばれていない。	・消防機関において、現在のところ、消防団間の連携、協力体制に関する協定などは結ばれていない。 ・必要に応じて署隊にて対応する。			連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局)	
		今後の具体的な取組 ・消防団間の協力体制を継続していく。	・必要に応じて、消防団間の連携、協力体制について検討していく。	・消防機関において、署の管轄をまたぐ協力体制構築に向け、検討を進めている。			連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局)	
		H30 ・消防団間の連携、協力体制に関する協定は結ばれていない。 ・消防団間の協力体制を引き続き継続していく。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・引き続き、消防機関において、署の管轄をまたぐ協力体制構築に向け、検討を進めている。 ・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 ・消防団運営委員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。 ・消防団は消防署長の指揮の下に行動することから、消防機関との合同水防訓練等を通じて連携体制を強化している。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表していく。(建設局、下水道局)	

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

区市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都
①災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討する。	現状と課題 ・浸水予想区域内(東海豪雨想定)の災害拠点病院の立地状況は確認済みである。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認した。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局・下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局)
		今後の具体的な取組 ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認していく。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、浸水予想区域内に災害拠点病院等は無いが、施設管理者等に対する情報伝達方法等について確認する予定である。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される他の流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえ必要に応じ、災害拠点病院の立地状況等を確認していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)
		H30 ・浸水予想区域内(想定最大規模降雨)に災害拠点病院は立地する。立地する災害拠点病院の浸水深はいずれも浅く、氾濫しても災害拠点病院の機能に影響を及ぼすおそれがないと思われるが、迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・浸水予想区域内の災害拠点病院等を地域防災計画に定めた。	・東京都より神田川流域及び城南地区河川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が発表されたことにより、災害拠点病院の立地状況等を確認したが、該当はなかった。 ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討している。			・境川流域、鶴見川流域、城南地区河川流域、について、想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図及び浸水予想区域図を作成、公表し、国に情報提供した。(建設局、下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成、公表し、区が行うハザードマップの作成を支援していく。(建設局、下水道局)
②洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題 ・区役所本庁舎は、浸水予想区域内だが、予想される浸水深は最大でも0.5m(1階の床下までつかる程度)と浅い ・浸水等に関する対策(土のうの配備等)を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認する必要がある。	・区役所本庁舎の機械室は、外部からの浸水を防ぐため床をかさ上げしている。また、地下駐車場は、出入口にシャッターを設置し、地下駐車場への浸水対策を図っている。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認する必要がある。	・浸水予想区域外ではあるが、止水板や土のう等の備蓄により地下駐車場等への浸水に対応している。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認する必要がある。			・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。(各局) ・自家発電機等の耐水化を検討している。(各局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。(各局)
		今後の具体的な取組 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じて更なる耐水化等対策を検討していく。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に区有庁舎等があるか確認し、必要に応じて対策を検討していく。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じて更なる浸水対策を検討していく。			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局)
		H30 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図及び浸水想定区域図が公表されたため、区域内に庁舎があるか確認し、必要に応じて更なる耐水化等対策を引き続き検討していく。	・浸水深が浅く、氾濫しても現行の対策により、機能に影響を及ぼすおそれがない。	・区本庁舎については、東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたが、浸水予想区域外であるため、止水板や土のう等の備蓄により地下駐車場等への浸水に対応対策に留めている。			・引き続き、浸水防止のための資機材の導入や耐水化等の対策を検討していく。(各局)

3) 氾濫水の排水に関する取組

氾濫水の排水に関する事項

項 目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都
①排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	・浸水予想区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法等を共有する。	現状と課題 ・工事事務所に排水ポンプ等の資機材を配備している。	・浸水予想区域を管轄する区出先機関、地域防災会に排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水施設はないが、機材として排水ポンプ等の資機材を配備している。			・建設事務所に排水ポンプ車を配備している。(建設局) ・ポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(下水道局)
		今後の具体的な取組 ・工事事務所以外に排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。	・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検を実施して行く。	・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検を実施して行く。			・引き続き、ポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(下水道局)
		H30 ・工事事務所に排水ポンプ等の資機材を配備している。	・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検を実施した。	・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検を実施した。 ・また、保守点検時を活用し、職員による操作確認を実施した。			・引き続き、排水機材等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討していく。(建設局) ・引き続き、ポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(下水道局)

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

4) その他の取組

その他の事項		新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都
①堤防など河川管理施設の整備 (洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	東京都管理河川を対象とした取組内容 ・河川整備計画に基づき順次整備を実施する。	現状と課題					・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局)
		今後の具体的な取組					・着実に河川整備を進めていく。(建設局)
		H30					・計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局)
②樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有し、必要に応じて技術的助言を実施する。 ・都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 ・都管理の樋門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。	現状と課題					・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) ・下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有する。(下水道局)
		今後の具体的な取組					・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) ・引続き、下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有する。(下水道局) ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)
		H30					・引続き、水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有していく。(建設局) ・引続き、下水道局管理の樋管等の運用体制を関係機関と共有していく。(下水道局)
③水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。	現状と課題					
		今後の具体的な取組					・防災、安全交付金について国へ要望し、水防災意識社会再構築の取組を支援していく。(建設局)
		H30					・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表に伴い、区が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。引続き、区からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)
④災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参画する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。	・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)
		今後の具体的な取組	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを作成する予定。	・引続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)
		H30	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。 ・「平成30年7月豪雨」に伴い、被災地へ職員を派遣した。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、関係部署内で情報の共有を図った。 ・「平成30年7月豪雨」に伴い、被災地へ職員を派遣した。 ・東日本大震災や中越地震などの被災自治体と共に、スクラム支援会議やネットワーク小千谷などで復旧等に関する実践的な研修や情報共有を行っている。	平成30年4月23日に東京都防災気象講習会を開催	・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)
⑤災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。		・区にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区に対してDISの利用方法を支援している。(総務局)
		今後の具体的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。		・引続き、DISについて講習会等において支援していく。(総務局)
		H30	・H30年度に災害や避難情報を発令した事例はなかった。 ・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、職員研修を行うなどし、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・災害情報をDISで迅速に共有した。	・DISにて災害情報や避難情報を共有した。 ・H30年度に避難情報を発令した事例はなかった。		・引続き、DISについて講習会等において支援していく。(総務局)

○第三建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	新宿区	中野区	杉並区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	
⑥地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	<ul style="list-style-type: none"> ・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。 					<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・平成29年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。 		
		現状と課題					<ul style="list-style-type: none"> ・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。 	
		今後の具体的な取組					<ul style="list-style-type: none"> ・減災協議会や水防連絡会等へ出席し、講演を行うなど、必要に応じて情報提供等の技術的助言を行った。 	
		H30						